

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

国と地方公共団体の連携による高齢者就職支援の取組について

平素より、職業安定行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

国と地方公共団体が連携して高齢者等の就職支援の取組を行うことは、地域の実情に応じた高齢者雇用対策の推進に有効であると考えております。

例えば、国と地方公共団体が連携して周知広報を実施することや、ライフプランや健康増進などの高齢者の幅広いニーズに応じて地方公共団体が実施する相談と併せて、ワンストップによる就業相談を実施することなどにより、相乗効果を発揮することが期待できます。

国と地方公共団体とが連携して行う就職支援の取組については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律 132 号）第 31 条に基づく雇用対策協定や一体的実施事業といった取組のほか、特に高齢者については、生涯現役支援窓口からの出張相談の実施や、構造改革特別区域制度における「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施により実施してきたところです。

このうち、構造改革特別区域制度の取組については、令和 3 年 7 月 6 日に閣議決定された構造改革特別区域法（平成 14 年法律 189 号）第 3 条第 1 項に規定する「構造改革特別区域基本方針」の一部変更により、令和 3 年度末をもって終了することとなり、令和 4 年度からはシニア・ハローワークの「機能」を全国展開することとされております。

今後のシニア・ハローワークの機能の全国展開についての考え方は下記のとおりですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。また、今後におきましても、高齢者雇用をはじめ雇用対策の推進に当たっては、引き続き都道府県労働局と密接な連携を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、これに伴い、平成 28 年 3 月 22 日付け職発 0322 第 14 号「シニア・ハローワーク設置・運営要領」の策定についてについては令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止します。

記

- 1 都道府県労働局及びハローワークとの連携による高齢者就職支援について

人生 100 年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者への就職支援を強化するため、国と地方公共団体が連携して取組を行うことは非常に有効であることから、引き続き高齢者雇用対策を推進する中で、両者の連携による効果的な支援の実施にご協力いただきたいこと。

2 シニア・ハローワークの機能の全国展開について

(1) シニア・ハローワークの機能の全国展開の考え方

シニア・ハローワークの機能の全国展開（以下「シニア・ハローワーク全国展開」という。）とは、例えば、生涯現役支援窓口からの出張相談、既存の一体的実施施設での就職支援、雇用対策協定に基づく連携事業、地方版ハローワークへの国の協力など、国と地方公共団体が連携して既存の取組を一定期間にわたり実施し、効果が見られる場合であって、国と地方公共団体それぞれが施策・組織・人員面等の更なるリソースを持ち寄り取組の強化を図ることで更なる効果が期待できる場合に、国の予算の範囲内で措置を行うことである。

ただし、国の取組については、生涯現役支援窓口等との重複が課題とされていること等を踏まえ、新規施設の常設は行わないこととする。

(2) 実施に当たっての手続き

シニア・ハローワーク全国展開の実施可否を判断するに当たっては、厚生労働省本省において、以下のとおり現状の取組及び強化する取組の確認を行うこととなるため、都道府県労働局と調整の上、これらの内容が分かる書類を提出いただきたいこと。

① 現状の取組の確認

ア 地方公共団体の現状の取組の概要

地方公共団体の取組としては、例えば、地方公共団体がライフプラン相談会を定期的を開催し、そこに生涯現役支援窓口から出張相談を行うことでワンストップでの支援を実施するなど、国と地方公共団体がそれぞれ連携して行う取組が考えられる。このような取組について、少なくとも月に 1 回以上の実施、かつ半年以上継続して実施しているなど、一定期間にわたる取組を行っているかどうかを確認する。

イ 現状の取組の実績・効果

例えば、新規求職者数・実施回数・相談件数・就職件数や、アンケートによる満足度等が考えられるが、実施体制等を踏まえて効果的・効率的な取組が実施できているか、特に国と地方公共団体が連携していることによる効果が認められるかを確認する。

② 強化する取組の確認

ア 取組強化の必要性と概要

支援対象となる高齢求職者の地域における状況、地域における高齢者の就労ニーズ等により、取組の強化の必要性が認められ、かつ、強化する取組の内容が地域のニーズに応えるものであるかを確認する。

イ 必要となる予算・人員等

地方公共団体において強化する取組の内容に応じて必要な予算・人員等が確保される予定であるかを確認する。

なお、取組の強化に地方公共団体における新たな予算措置が必要とならない場合も想定されるが、国における予算措置を求める場合には、地方公共団体においても予算・人員等の措置を行うことが必要である。

ウ 目標設定

地方公共団体の取組について、あらかじめ設定された目標を確認する。目標には、最低限、強化する取組に係る指標と、国と地方公共団体の連携による効果を示す指標を含む必要がある。取組全体の効果を評価できるよう、目標の設定に当たっては、適切な指標を用いること。また、目標水準の設定に当たっては、既存の実績も参考とすること。

なお、必要に応じて、目標のほか、参考指標を設定しても差し支えない。

(3) 留意点

① 目標及び実績管理について

地方公共団体の取組に係る目標については、地方公共団体において責任を持って進捗管理を行うとともに、都道府県労働局に情報共有を行っていただきたいこと。また、最低限、年度終了後に評価を実施し、未達成の目標については要因分析とともに改善策について都道府県労働局と協議し改善を図っていただきたいこと。

② 取組の見直し

上記①の年度評価の結果等を踏まえ、国の取組に係る予算措置等の見直しを行う場合があるので留意いただきたいこと。特に、長期にわたり目標が未達成であり、かつ、改善の見込みも認められない場合は、当該拠点におけるシニア・ハローワークの取組を取り止めることもあること。

③ 名称

シニア・ハローワーク全国展開の取組を実施する施設・窓口等には、必要に応じて「シニア・ハローワーク」の看板を掲げることができること。

ただし、名称の設定に当たっては、「シニア」と掲げることによる50歳代の求職者の窓口利用への影響などを含め、支援対象者の利用の促進や地域への定着を図れるよう、都道府県労働局と調整の上、適切な名称等を掲げることが望ましいこと。

担当：厚生労働省職業安定局
高齢者雇用対策課

連絡先：03-3502-6779（直通）